

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合 併 協 議 会

第 1 9 回総務・企画・議会小委員会

日時 : 平成 1 5 年 7 月 1 日(火)

午前 9 時 3 0 分

場所 : 峰山町役場 2 階大会議室

## 次 第

### 1 開会

### 2 議題

( 1 ) 協議第 1 号 9 一般職の職員の身分の取扱いに関する事

( 2 ) 協議第 2 号 10 特別職等の身分の取扱いに関する事

( 3 ) 協議第 3 号 12 事務機構及び組織の取扱いに関する事

( 4 ) 次回の議題について

( 5 ) 次回の小委員会の日程

日程 平成 15 年 7 月 10 日(木) 午後 2 時 00 分

場所 丹後町役場 2 階第 4 会議室

### 3 その他

# **第19回 総務・企画・議会小委員会**

## **協議第1号**

### **9 一般職の職員の身分の取扱いに関する事**

平成15年7月1日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	総務部会			
分類	1 職員数	分科会名	人事・組織分科会					
現況(平成14年4月1日現在)								
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	合計	
1 職員数	実職員数(人)	実職員数(人)	実職員数(人)	実職員数(人)	実職員数(人)	実職員数(人)	実職員数(人)	
町長部局	125	106	164	97	100	135	727	
議会の事務部局	2	2	2	2	2	2	12	
教育委員会部局	31	19	30	17	17	30	144	
内、事務局	6	6	7	5	6	8	38	
内、その他	25	13	23	12	11	22	106	
選挙管理委員会の事務部局	(兼任)	(兼任)	(兼任)	(兼任)	(兼任)	(兼任)		
監査委員の事務部局	(兼任)	(兼任)	(兼任)	(兼任)	(兼任)	(兼任)		
公平委員会の事務部局	(兼任)	(兼任)	(兼任)	(兼任)	(兼任)	(兼任)		
農業委員会の事務部局	1	(兼任)	(兼任)	(兼任)	3	2	6	
公営企業部局	6	4	2	4	192	118	326	
合計	165	131	198	120	314	287	1,215	
(条例定数)	(174)	(148)	(207)	(125)	(347)	(320)	(1,321)	
6町管内で構成する	一部事務組合名	実職員数(人)	派遣職員(人)	組合職員(人)	一部事務組合名	実職員数(人)	派遣職員(人)	組合職員(人)
一部事務組合職員数	丹後広域消防組合	93	2	91	竹野川環境衛生組合	7	0	7
	奥丹後養老施設組合	15	0	15	峰山・大宮公共下水道組合	10	10	0
	竹野郡塵芥処理組合	2	2	0				
根拠条例・要綱・規則等								

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	1 職員数		分科会名	人事・組織分科会

課 題	調 整 結 果																																																																																			
<p>【市町村の合併の特例に関する法律（抄）】 （職員の身分取扱い） 第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p> <p>【地方公務員法（抄）】 （一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員） 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。 3 特別職は、左に掲げる職とする。 （1） 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 （1）の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職 （1）の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職 （2） 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの （3） 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職 （4） 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの （5） 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p>	<p>（案） 峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町及び久美浜町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p>																																																																																			
	<p>（参考）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務部局</th> <th colspan="5">平成14年4月1日現在</th> </tr> <tr> <th>6町</th> <th>福知山市</th> <th>舞鶴市</th> <th>綾部市</th> <th>宮津市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長（内、庁内事務職）</td> <td>747(481)</td> <td>454(379)</td> <td>573(476)</td> <td>272(263)</td> <td>230(196)</td> </tr> <tr> <td>議会</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>教育委員会（内、事務局）</td> <td>144(38)</td> <td>91(45)</td> <td>98(35)</td> <td>77(32)</td> <td>61(22)</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会</td> <td>(兼務)</td> <td>3</td> <td>(兼務)</td> <td>(兼務)</td> <td>(兼務)</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>(兼務)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>公平委員会</td> <td>(兼務)</td> <td>1</td> <td>(兼務)</td> <td>(兼務)</td> <td>(兼務)</td> </tr> <tr> <td>農業委員会</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>(兼務)</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>公営企業</td> <td>16</td> <td>52</td> <td>43</td> <td>37</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>消防</td> <td>93</td> <td>102</td> <td>127</td> <td>47</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>310</td> <td>293</td> <td>210</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>公社</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1328</td> <td>1014</td> <td>1063</td> <td>446</td> <td>317</td> </tr> </tbody> </table>	事務部局	平成14年4月1日現在					6町	福知山市	舞鶴市	綾部市	宮津市	市長（内、庁内事務職）	747(481)	454(379)	573(476)	272(263)	230(196)	議会	12	7	8	5	6	教育委員会（内、事務局）	144(38)	91(45)	98(35)	77(32)	61(22)	選挙管理委員会	(兼務)	3	(兼務)	(兼務)	(兼務)	監査委員	(兼務)	3	4	3	2	公平委員会	(兼務)	1	(兼務)	(兼務)	(兼務)	農業委員会	6	3	(兼務)	3	3	公営企業	16	52	43	37	15	消防	93	102	127	47	-	病院	310	293	210	-	-	公社	-	5	-	2	-	合計	1328	1014	1063	446	317
事務部局	平成14年4月1日現在																																																																																			
	6町	福知山市	舞鶴市	綾部市	宮津市																																																																															
市長（内、庁内事務職）	747(481)	454(379)	573(476)	272(263)	230(196)																																																																															
議会	12	7	8	5	6																																																																															
教育委員会（内、事務局）	144(38)	91(45)	98(35)	77(32)	61(22)																																																																															
選挙管理委員会	(兼務)	3	(兼務)	(兼務)	(兼務)																																																																															
監査委員	(兼務)	3	4	3	2																																																																															
公平委員会	(兼務)	1	(兼務)	(兼務)	(兼務)																																																																															
農業委員会	6	3	(兼務)	3	3																																																																															
公営企業	16	52	43	37	15																																																																															
消防	93	102	127	47	-																																																																															
病院	310	293	210	-	-																																																																															
公社	-	5	-	2	-																																																																															
合計	1328	1014	1063	446	317																																																																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">小委員会確認期日</td> <td style="width: 50%;">協議会確認期日</td> </tr> </table>	小委員会確認期日	協議会確認期日																																																																																	
小委員会確認期日	協議会確認期日																																																																																			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目		9 一般職の職員の身分の取扱いに関すること			整理番号	専門部会名	総務部会
分類		2 職制			分科会名	人事・組織分科会	
現況(平成14年4月1日現在)							
項目		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 職制		職名	職名	職名	職名	職名	職名
行政職	7級以上	課長・次長・局長・参事	課長・次長・局長・主幹	課長・次長・局長・場長・主幹・所長	課長・局長・次長	課長・局長	課長・次長・局長・保育園長・病院事務長
	6級	課長補佐・次長補佐・主幹・保育所長・幼稚園長	課長補佐・次長補佐・主幹・主査・保育所長・主幹保育士・主任保健師	課長補佐・次長補佐・所長補佐・主査・保育所長・主任保育士・園長	課長・局長・次長・課長補佐・主幹・主査・園長・主任保育士・主任保健師	課長・次長・主幹・主査	課長・病院事務次長・課長補佐・主幹・係長・保育園長・副園長・主査保育士
	5級	主査・主任技師・主任保育士・主任保健師・主任教諭・主任司書	主査・技師・主任保育士・保育士・保健師・栄養士	係長・主任・保育士・教諭	主事・技師・保育士・保健師	主幹・課長補佐・係長・主事・技師・保育所長・所長補佐・主任保育士・保育士・保健師係長・保健師主任・介護福祉士・家庭奉仕員・栄養士・調理師	係長・主任・主任技師・主任保育士・主任保健師
	4級	主事・技師・保育士・保健師 教諭・司書	主事・技師・保育士・保健師	主事・技師・保育士	主事・技師・保育士・保健師	主事・技師・保育士・介護福祉士	主任・主任保育士・保健師
	3級	主事・技師・保育士・保健師 教諭・司書	主事・保育士・保健師・技師	主事・技師・保育士	主事・技師・保育士・保健師	主事・保育士・保健師	主事・技師・保育士・栄養士
	2級	主事補・主事・技師補・技師 保育士・保健師・教諭・司書	主事・主事補・保育士・技師・技師補	主事・技師・保育士	主事・技師・保育士・保健師	保健師	主事
	1級	主事補・主事・技師補・技師 保育士・教諭・司書	主事補・保育士・技師補	主事補・技師補	主事補・技師補		主事補
医療職		診療所長 放射線技師 看護師		診療所長 医師 主査 技師 主任看護師 主任准看護師 看護師 准看護師	診療所長 医師 主査 技師 主任看護師 主任准看護師 看護師 准看護師	医師 看護師 技師 ソーシャルワーカー 看護補助者 栄養士	院長・副院長・診療所長・医長 医師・歯科医師・総看護師長 看護師長・外来・病棟係長 看護師・薬局長・薬局係長 薬剤師・放射線係長・放射線技師 歯科係長・歯科衛生士 理学療法士・給食室長・給食係長 栄養士
技能労務職	調理師 作業員	給食調理員 作業員 用務員	調理士 作業員 技師	主任調理士 調理士 主任用務員 用務員 主任学校給食調理員 学校給食調理員	給食調理師 学校用務員	用務員 自動車運転手 給食調理員 看護助手	
根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	2 職制		分科会名	人事・組織分科会
課 題		調 整 結 果		
		(案) 職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調査（ 1 ）

合併協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱いに関すること						整理番号		専門部会名	総務部会			
分類	3 給与						分科会名	人事・組織分科会					
現況（平成14年4月1日現在）													
項目	峰山町		大宮町		網野町		丹後町		弥栄町		久美浜町		
1 給料表の種類													
行政職	行政職給料表 （国と同じ）	7級制	行政職給料表 （国と同じ）	7級制	行政職給料表 （国と同じ）	7級制	行政職給料表 （国と同じ）	7級制	行政職給料表 （国と同じ）	7級制	行政職給料表 （国と同じ）	8級制	
医療職			医療職給料表（一） （二）（三）				医療職給料表		医師給料表 医療職給料表 （三）・行政職給料表 （一）合成表1 医療職給料表 （三）・行政職給料表 （一）合成表2		医師職給料表 【国の医療職 （一）】	4級制	
技能労務職	行政職給料表	3級制 （国と相違）	行政職給料表	4級制	行政職給料表	4級制	行政職給料表	5級制	行政職給料表	4級制	行政職給料表	5級制	
2 職員給料	区分	金額等	区分	金額等	区分	金額等	区分	金額等	区分	金額等	区分	金額等	
一般行政職	平均給料月額	318,900円	平均給料月額	316,400円	平均給料月額	332,400円	平均給料月額	323,300円	平均給料月額	329,500円	平均給料月額	339,100円	
	平均年齢	39歳11月	平均年齢	40歳6月	平均年齢	40歳7月	平均年齢	39歳7月	平均年齢	42歳6月	平均年齢	41歳4月	
技能労務職	平均給料月額	297,600円	平均給料月額	281,900円	平均給料月額	306,000円	平均給料月額	321,200円	平均給料月額	320,600円	平均給料月額	349,800円	
	平均年齢	49歳9月	平均年齢	48歳3月	平均年齢	43歳6月	平均年齢	44歳3月	平均年齢	48歳7月	平均年齢	48歳5月	
3 諸手当	扶養手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・宿直手当・期末手当・勤勉手当・管理職員特別優待手当・退職手当・管理職手当・寒冷地手当・児童手当												
特殊勤務手当	町税徴収事務手当、感染症防疫作業手当、除雪作業手当、災害等緊急業務手当		町税徴収事務手当、感染症防疫作業手当、作業除雪手当、放射線取扱手当、給食兼務手当、医療業務手当、浄化槽管理手当、ごみ処理現業手当		町税徴収事務手当、感染症防疫作業手当、除雪作業手当、し尿収集作業手当、不燃物処理作業手当、火葬作業手当、産汚物焼却作業手当、葬儀用自動車運転手当、行旅死亡人収容作業手当、薬殺犬等収容作業手当、用地買収業務手当		町税徴収事務手当、町税等滞納整理事務手当、感染症防疫作業手当、行旅死亡人収容作業手当、清掃作業手当、水道業務現業職員手当、医療事務手当、緊急医療業務手当、放射線業務手当		感染症防疫作業手当、深夜業務看護師等手当、放射線取扱作業手当、一般廃棄物処理作業手当		町税徴収事務手当、感染症防疫作業手当、除雪作業手当、結核患者療養指導手当、病院勤務職員手当、訪問看護業務手当、病院宿直手当、夜間看護業務手当、放射線取扱作業手当、霊柩自動車運転手当、死体火葬作業手当、清掃作業・し尿処理作業手当、建設用重機械運転手当		
根拠条例・要綱・規則等													



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	総務部会
分類	3 給与	分科会名	人事・組織分科会		
課 題		調 整 結 果			
		(案) 職員の給料表は、国家公務員の給与制度に準拠し、合併時に統一を図る。			
		(案) 給料については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、国家公務員の給与制度に準じて調整し、合併時に統一を図る。			
特殊勤務手当のみ、各町によって差異がある。		(案) 諸手当については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、合併時に統一を図る。			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

# **第19回 総務・企画・議会小委員会**

## **協議第2号**

### **10 特別職等の身分の取扱いに関する事**

平成15年7月1日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況( 1 )

合併協定項目	10 特別職等の身分の取扱いに関すること							整理番号			専門部会名	総務部会	
分類	1 特別職の任期(議会議員、農業委員を除く)									分科会名	人事・組織分科会		
現況(平成15年4月1日現在)													
項目	峰山町		大宮町		網野町		丹後町		弥栄町		久美浜町		
1 常勤特別職	現員数	任期	現員数	任期	現員数	任期	現員数	任期	現員数	任期	現員数	任期	
町長	1人	自：H15.02.06 至：H19.02.05	1人	自：H11.10.25 至：H15.10.24	1人	自：H13.07.07 至：H17.07.06	1人	自：H14.06.16 至：H18.06.15	1人	自：H15.04.28 至：H19.04.27	1人	自：H13.06.02 至：H17.06.01	
助役	1人	自：H12.04.01 至：H16.03.31	1人	自：H13.09.17 至：H17.09.16	1人	自：H13.08.11 至：H17.08.10	1人	自：H14.08.08 至：H18.08.07	1人	自：H13.08.05 至：H17.08.04	1人	自：H14.10.10 至：H18.10.09	
収入役	1人	自：H13.04.01 至：H17.03.31	1人	自：H14.05.20 至：H18.05.19	1人	自：H13.08.11 至：H17.08.10	空席		空席		1人	自：H13.10.01 至：H17.09.30	
教育長	1人	自：H12.10.01 至：H16.09.30	1人	自：H12.10.01 至：H16.09.30	1人	自：H11.11.26 至：H15.11.25	1人	自：H14.08.09 至：H15.09.30	1人	自：H12.10.01 至：H16.09.30	1人	自：H13.10.01 至：H17.09.30	
2 各種委員会委員及び監査委員(地方自治法第180条の5)	委員数	任期	委員数	任期	委員数	任期	委員数	任期	委員数	任期	委員数	任期	
教育委員会	委員長1人	4年	委員長1人	4年	委員長1人	4年	委員長1人	4年	委員長1人	4年	委員長1人	4年	
	委員4人		委員4人		委員4人		委員4人		委員4人		委員4人		
	(教育長)		(教育長)		(教育長)		(教育長)		(教育長)		(教育長)		
選挙管理委員会	委員長1人	4年	委員長1人	4年	委員長1人	4年	委員長1人	4年	委員長1人	4年	委員長1人	4年	
	委員3人		委員3人		委員3人		委員3人		委員3人		委員3人		
公平委員会	委員長1人	4年	委員長1人	4年	委員長1人	4年	委員長1人	4年	委員長1人	4年	委員長1人	4年	
	委員2人		委員2人		委員2人		委員2人		委員2人		委員2人		
監査委員	識見1人	4年	識見1人	4年	識見1人	4年	識見1人	4年	識見1人	4年	識見1人	4年	
	議選1人		議会議員の任期		議選1人		議会議員の任期		議選1人		議会議員の任期		議選1人
固定資産評価審査委員会	委員長1人	3年	委員長1人	3年	委員長1人	3年	委員長1人	3年	委員長1人	3年	委員長1人	3年	
	委員2人		委員2人		委員2人		委員2人		委員2人		委員2人		
根拠条例・要綱・規則等													

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	10 特別職等の身分の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	1 特別職の任期(議会議員、農業委員を除く)		分科会名	人事・組織分科会
課 題		調 整 結 果		
6町の町長、助役、収入役、教育長は、合併の日の前日に失職する。		<p>(案)</p> <p>新市の市長、助役、収入役、教育長の身分の取扱いについては、法令の定めるところによる。</p> <p>新市の市長が選出されるまでの間、市長の職務執行者を6町の町長の中から選定する必要がある(地方自治法施行令第1条の2)ため、6町の町長が合併期日までに別に協議して定める。</p> <p>なお、助役、収入役については、新市の議会が正式に発足した段階で、新市長が議会の同意を得て選任する。</p> <p>&lt;関係法令&gt;</p> <p>市長 地方自治法139条、地方自治法施行令第1条の2</p> <p>助 役 地方自治法第161条</p> <p>収入役 地方自治法第168条</p> <p>教育長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第19条</p>		
行政委員会委員は、合併の日の前日に失職する。		<p>(案)</p> <p>行政委員会委員の身分の取扱いについては、法令の定めるところによる。</p> <p>なお、新市における監査委員は2名とする。</p> <p>&lt;関係法令&gt;</p> <p>教育委員会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条</p> <p>選挙管理委員会 地方自治法第181条、地方自治法施行令第4条</p> <p>公平委員会 地方公務員法第7条、地方自治法第252条の7</p> <p>監査委員 地方自治法第195条</p> <p>固定資産評価審査委員会 地方税法第423条</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況( 1 )

合併協定項目	10 特別職等の身分の取扱いに関すること						整理番号			専門部会名	総務部会	
分類	2 特別職の給与・報酬						分科会名	人事・組織分科会				
現況(平成15年4月1日現在)												
項目	峰山町		大宮町		網野町		丹後町		弥栄町		久美浜町	
1 常勤特別職	現員数	給料月額	現員数	給料月額	現員数	給料月額	現員数	給料月額	現員数	給料月額	現員数	給料月額
町長	1人	750,000円	1人	740,000円	1人	770,000円	1人	725,000円	1人	721,000円	1人	730,000円
助役	1人	620,000円	1人	613,000円	1人	640,000円	1人	600,000円	1人	595,000円	1人	610,000円
収入役	1人	575,000円	1人	568,000円	1人	600,000円	空席	555,000円	空席	550,000円	1人	570,000円
教育長	1人	575,000円	1人	568,000円	1人	600,000円	1人	555,000円	1人	550,000円	1人	570,000円
2 議会議員	議員定数	報酬月額	議員定数	報酬月額	議員定数	報酬月額	議員定数	報酬月額	議員定数	報酬月額	議員定数	報酬月額
議長	1人	300,000円	1人	278,000円	1人	313,000円	1人	265,000円	1人	255,000円	1人	300,000円
副議長	1人	220,000円	1人	216,000円	1人	239,000円	1人	202,000円	1人	191,000円	1人	230,000円
委員長	5人	210,000円	4人	202,000円	3人	221,000円	4人	192,000円	4人	185,000円	6人	220,000円
議員	11人	200,000円	12人	195,000円	13人	212,000円	10人	184,000円	10人	175,000円	10人	210,000円
3 各種委員会委員等	委員数	報酬	委員数	報酬	委員数	報酬	委員数	報酬	委員数	報酬	委員数	報酬
教育委員会	委員長1人	年680,000円	委員長1人	月50,000円	委員長1人	月55,000円	委員長1人	年528,000円	委員長1人	月44,000円	委員長1人	月58,000円
	委員3人	年477,000円	委員3人	月40,000円	委員3人	月40,000円	委員3人	年444,000円	委員3人	月37,000円	委員3人	月42,000円
選挙管理委員会	委員長1人	年84,000円	委員長1人	年74,000円	委員長1人	年77,000円	委員長1人	年72,000円	委員長1人	年67,000円	委員長1人	年75,000円
	委員3人	年62,000円	委員3人	年62,000円	委員3人	年64,000円	委員3人	年58,000円	委員3人	年54,000円	委員3人	年63,000円
公平委員会	委員3人	日9,000円	委員3人	日8,000円	委員3人	回7,200円	委員3人	回6,000円	委員3人	日6,000円	委員3人	年22,000円
監査委員	識見1人	年570,000円	識見1人	年531,000円	識見1人	月50,000円	識見1人	年520,000円	識見1人	年457,000円	識見1人	月55,000円
	議選1人	年362,000円	議選1人	年347,000円	議選1人	月41,000円	議選1人	年330,000円	議選1人	年307,000円	議選1人	月40,000円
農業委員会	会長1人	年250,000円	会長1人	年215,000円	会長1人	年225,000円	会長1人	年205,000円	会長1人	年221,000円	会長1人	年220,000円
	委員19人	年172,000円	委員11人	年147,000円	委員18人	年153,000円	委員18人	年140,000円	委員19人	年143,000円	委員22人	年150,000円
農地委員			11人	年181,000円								
固定資産評価審査委員会	委員3人	日9,000円	委員3人	日8,000円	委員3人	回7,200円	委員3人	回6,000円	委員3人	日6,000円	委員3人	日7,500円
4 消防団員報酬等	団員数	年額報酬	団員数	年額報酬	団員数	年額報酬	団員数	年額報酬	団員数	年額報酬	団員数	年額報酬
団長	1人	175,000円	1人	324,000円	1人	160,000円	1人	162,500円	1人	165,000円	1人	160,000円
副団長	1人	110,000円	1人	206,000円	1人	100,000円	1人	104,000円	1人	106,000円	1人	102,500円
分団長	6人	87,000円	8人	76,500円	5人	75,000円	5人	77,000円	5人	78,000円	8人	77,500円
副分団長	6人	46,000円	8人	46,000円	5人	45,000円	8人	45,500円	5人	48,500円	4人	50,000円
指導員	12人	44,000円	10人	42,000円	25人	41,500円	0人	0円	8人	42,500円	12人	50,000円
部長	20人	44,000円	22人	42,000円	17人	41,500円	23人	43,000円	13人	40,000円	13人	42,500円
班長	36人	40,000円	44人	33,000円	29人	39,000円	26人	33,000円	17人	24,000円	25人	30,500円
団員	289人	40,000円	250人	18,500円	351人	18,000円	186人	21,500円	169人	18,000円	178人	20,000円
出勤手当	1回につき	1,600円	1回につき	1,600円	1回につき	1,200円	1回につき	1,500円	1回につき	600円		無
訓練手当		無	1回につき	1,500円		無	1回につき	1,500円	1回につき	1,300円	1回につき	1,500円
警戒手当		無	1回につき	1,500円	1回につき	1,200円	1回につき	1,500円		無	1回につき	1,500円
根拠条例・要綱・規則等	日額により報酬を受ける委員等で、その勤務が半日に満たない場合の報酬額は6,000円とする。		日額により報酬を受ける委員等で、その勤務が半日を超えない場合の報酬額は5,000円とする。						日額により報酬を受ける委員で、その勤務が半日に満たない場合の報酬額は3,000円とする。			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	10 特別職等の身分の取扱いに関すること	整理番号	専門部会名	総務部会																																																																	
分類	2 特別職の給与・報酬		分科会名	人事・組織分科会																																																																	
課 題		調 整 結 果																																																																			
<p>(参考) 平成15年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(月額)</th> <th>福知山市</th> <th>舞鶴市</th> <th>綾部市</th> <th>宮津市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>985,000円</td> <td>1,020,000円</td> <td>980,000円</td> <td>900,000円</td> </tr> <tr> <td>助役</td> <td>820,000円</td> <td>840,000円</td> <td>800,000円</td> <td>730,000円</td> </tr> <tr> <td>収入役</td> <td>720,000円</td> <td>740,000円</td> <td>710,000円</td> <td>660,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>720,000円</td> <td>740,000円</td> <td>710,000円</td> <td>660,000円</td> </tr> </tbody> </table>		(月額)	福知山市	舞鶴市	綾部市	宮津市	市長	985,000円	1,020,000円	980,000円	900,000円	助役	820,000円	840,000円	800,000円	730,000円	収入役	720,000円	740,000円	710,000円	660,000円	教育長	720,000円	740,000円	710,000円	660,000円	<p>(案)</p> <p>新市発足時の職務執行者、及び市長等常勤特別職、並びに教育長の給料は次のとおりとする。          ただし、新市においてすみやかに特別職等報酬審議会を設置し、給与の適正化に努めるものとする。</p> <p>職務執行者 月額770,000円 市長 月額920,000円          助役 月額740,000円 収入役 月額670,000円 教育長 月額670,000円</p>																																										
(月額)	福知山市	舞鶴市	綾部市	宮津市																																																																	
市長	985,000円	1,020,000円	980,000円	900,000円																																																																	
助役	820,000円	840,000円	800,000円	730,000円																																																																	
収入役	720,000円	740,000円	710,000円	660,000円																																																																	
教育長	720,000円	740,000円	710,000円	660,000円																																																																	
<p>(参考) 平成15年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(月額)</th> <th>福知山市</th> <th>舞鶴市</th> <th>綾部市</th> <th>宮津市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>495,000円</td> <td>570,000円</td> <td>470,000円</td> <td>430,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>440,000円</td> <td>480,000円</td> <td>415,000円</td> <td>370,000円</td> </tr> <tr> <td>常任委員長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>410,000円</td> <td>440,000円</td> <td>380,000円</td> <td>350,000円</td> </tr> </tbody> </table>		(月額)	福知山市	舞鶴市	綾部市	宮津市	議長	495,000円	570,000円	470,000円	430,000円	副議長	440,000円	480,000円	415,000円	370,000円	常任委員長					議員	410,000円	440,000円	380,000円	350,000円	<p>(案)</p> <p>新市の議会議員の報酬は、次のとおりとする。          ただし、新市の特別職等報酬審議会において、報酬の適正化に努めるものとする。</p> <p>議長 月額450,000円 副議長 月額400,000円 議員 月額380,000円</p>																																										
(月額)	福知山市	舞鶴市	綾部市	宮津市																																																																	
議長	495,000円	570,000円	470,000円	430,000円																																																																	
副議長	440,000円	480,000円	415,000円	370,000円																																																																	
常任委員長																																																																					
議員	410,000円	440,000円	380,000円	350,000円																																																																	
<p>(参考) 平成15年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福知山市</th> <th>舞鶴市</th> <th>綾部市</th> <th>宮津市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員長</td> <td>月118,000円</td> <td>月121,000円</td> <td>月115,000円</td> <td>月100,000円</td> </tr> <tr> <td>同 委員</td> <td>月 86,000円</td> <td>月 96,000円</td> <td>月 82,000円</td> <td>月 72,000円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員長</td> <td>月 37,000円</td> <td>月 61,000円</td> <td>月 21,000円</td> <td>月 20,000円</td> </tr> <tr> <td>同 委員</td> <td>月 33,000円</td> <td>月 51,000円</td> <td>月 17,000円</td> <td>月 12,000円</td> </tr> <tr> <td>公平委員長</td> <td>月 37,000円</td> <td>月 46,000円</td> <td>月 19,000円</td> <td>年105,000円</td> </tr> <tr> <td>同 委員</td> <td>月 33,000円</td> <td>月 45,000円</td> <td>月 17,000円</td> <td>年 60,000円</td> </tr> <tr> <td>監査委員(識見)</td> <td>月137,000円</td> <td>月212,000円</td> <td>月120,000円</td> <td>月120,000円</td> </tr> <tr> <td>同 委員(議選)</td> <td>月 24,000円</td> <td>月 45,000円</td> <td>月 35,000円</td> <td>月 30,000円</td> </tr> <tr> <td>農業委員長</td> <td>年210,000円</td> <td>年252,000円</td> <td>月 15,000円</td> <td>年180,000円</td> </tr> <tr> <td>同 部会長</td> <td>年180,000円</td> <td>年221,000円</td> <td>月 11,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 委員</td> <td>年160,000円</td> <td>年210,000円</td> <td>月 10,500円</td> <td>年130,000円</td> </tr> <tr> <td>固定資産評審委員</td> <td>日 8,000円</td> <td>日 11,900円</td> <td>日 5,000円</td> <td>日 9,000円</td> </tr> </tbody> </table>			福知山市	舞鶴市	綾部市	宮津市	教育委員長	月118,000円	月121,000円	月115,000円	月100,000円	同 委員	月 86,000円	月 96,000円	月 82,000円	月 72,000円	選挙管理委員長	月 37,000円	月 61,000円	月 21,000円	月 20,000円	同 委員	月 33,000円	月 51,000円	月 17,000円	月 12,000円	公平委員長	月 37,000円	月 46,000円	月 19,000円	年105,000円	同 委員	月 33,000円	月 45,000円	月 17,000円	年 60,000円	監査委員(識見)	月137,000円	月212,000円	月120,000円	月120,000円	同 委員(議選)	月 24,000円	月 45,000円	月 35,000円	月 30,000円	農業委員長	年210,000円	年252,000円	月 15,000円	年180,000円	同 部会長	年180,000円	年221,000円	月 11,500円		同 委員	年160,000円	年210,000円	月 10,500円	年130,000円	固定資産評審委員	日 8,000円	日 11,900円	日 5,000円	日 9,000円	<p>(案)</p> <p>各種委員会委員等の報酬は次のとおりとする。          ただし、新市の特別職等報酬審議会において、委員報酬の適正化を図るものとする。</p> <p>教育委員会 委員長 月額 100,000円 委員 月額 72,000円          選挙管理委員会 委員長 月額 20,000円 委員 月額 12,000円          公平委員会 委員長 年額 105,000円 委員 年額 60,000円          監査委員 識見 月額 120,000円 議選 月額 30,000円          農業委員会 会長 年額 250,000円 委員 年額181,000円          固定資産評価審査会 委員 日額 9,000円</p> <p>ただし、日額により報酬を受ける委員等で、その勤務が半日に満たない場合の報酬額は6,000円とする。</p>		
	福知山市	舞鶴市	綾部市	宮津市																																																																	
教育委員長	月118,000円	月121,000円	月115,000円	月100,000円																																																																	
同 委員	月 86,000円	月 96,000円	月 82,000円	月 72,000円																																																																	
選挙管理委員長	月 37,000円	月 61,000円	月 21,000円	月 20,000円																																																																	
同 委員	月 33,000円	月 51,000円	月 17,000円	月 12,000円																																																																	
公平委員長	月 37,000円	月 46,000円	月 19,000円	年105,000円																																																																	
同 委員	月 33,000円	月 45,000円	月 17,000円	年 60,000円																																																																	
監査委員(識見)	月137,000円	月212,000円	月120,000円	月120,000円																																																																	
同 委員(議選)	月 24,000円	月 45,000円	月 35,000円	月 30,000円																																																																	
農業委員長	年210,000円	年252,000円	月 15,000円	年180,000円																																																																	
同 部会長	年180,000円	年221,000円	月 11,500円																																																																		
同 委員	年160,000円	年210,000円	月 10,500円	年130,000円																																																																	
固定資産評審委員	日 8,000円	日 11,900円	日 5,000円	日 9,000円																																																																	
<p>(参考) 平成15年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年額</th> <th>福知山市</th> <th>舞鶴市</th> <th>綾部市</th> <th>宮津市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>116,200円</td> <td>72,000円</td> <td>117,000円</td> <td>105,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>73,200円</td> <td>40,000円</td> <td>85,000円</td> <td>67,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>67,300円</td> <td></td> <td>67,000円</td> <td>61,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>33,000円</td> <td></td> <td>41,500円</td> <td>31,000円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>25,000円</td> <td>28,000円</td> <td>28,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>21,700円</td> <td>22,000円</td> <td>22,000円</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>15,200円</td> <td>16,000円</td> <td>17,000円</td> <td>18,500円</td> </tr> </tbody> </table>		年額	福知山市	舞鶴市	綾部市	宮津市	団長	116,200円	72,000円	117,000円	105,000円	副団長	73,200円	40,000円	85,000円	67,000円	分団長	67,300円		67,000円	61,000円	副分団長	33,000円		41,500円	31,000円	部長	25,000円	28,000円	28,000円	27,000円	班長	21,700円	22,000円	22,000円	20,500円	団員	15,200円	16,000円	17,000円	18,500円	<p>(案)</p> <p>消防団員報酬は次のとおりとする。</p> <p>団長 年額189,000円 副団長 年額123,000円          分団長 年額 96,000円 副分団長 年額 57,000円          指導員 年額 50,000円 部長 年額 43,000円          班長 年額 33,000円 団員 年額 19,000円</p> <p>また、出勤手当については、1回につき1,600円とし、訓練手当については1,500円とする。なお、警戒手当については出勤手当に一元化する。</p>																											
年額	福知山市	舞鶴市	綾部市	宮津市																																																																	
団長	116,200円	72,000円	117,000円	105,000円																																																																	
副団長	73,200円	40,000円	85,000円	67,000円																																																																	
分団長	67,300円		67,000円	61,000円																																																																	
副分団長	33,000円		41,500円	31,000円																																																																	
部長	25,000円	28,000円	28,000円	27,000円																																																																	
班長	21,700円	22,000円	22,000円	20,500円																																																																	
団員	15,200円	16,000円	17,000円	18,500円																																																																	
小委員会確認期日		協議会確認期日																																																																			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	10 特別職等の身分の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	総務部会							
分類	2 特別職の給与・報酬	分科会名	人事・組織分科会									
現況(平成15年4月1日)												
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町						
5 その他の特別職	支給基準	報酬額	支給基準	報酬額	支給基準	報酬額						
国民健康保険運営協議会委員	日	9,000円	日	8,000円	回	6,000円	回	6,000円	日	6,000円	日	6,100円
防災会議委員	日	9,000円	日	8,000円	回	6,000円	回	6,000円	日	6,000円		
公務災害補償等認定委員会委員	日	9,000円			回	6,000円	回	6,000円	日	6,000円		
公務災害補償等審査委員	日	9,000円			回	6,000円	回	6,000円	日	6,000円		
財産区管理会の委員	五箇財産区 会長 委員 峰山財産区 費用弁償	10,000円 5,000円									日	6,100円
投票管理者	1選挙	12,700円	1選挙	12,700円	日	12,700円	国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律の規定による額	国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律の規定による額			1投票	12,700円
開票管理者	1選挙	10,700円	1選挙	10,700円	日	10,700円					1選挙	10,700円
選挙長	1選挙	32,100円	1選挙	10,700円	日	10,700円					1選挙	10,700円
投票立会人	1選挙	10,800円	1選挙	10,800円	日	10,800円					1投票	10,800円
開票立会人	1選挙	8,900円	1選挙	8,900円							1選挙	8,900円
選挙立会人	1選挙	8,900円	1選挙	8,900円	日	8,900円					1選挙	8,900円
電子計算組織個人情報保護審議会	日	9,000円			回	6,000円			日	6,000円	日	6,100円
根拠条例・要綱・規則等	日額により報酬を受ける委員等で、その勤務が半日に満たない場合の報酬額は6,000円とする。		日額により報酬を受ける委員等で、その勤務が半日を超えない場合の報酬額は5,000円とする。						日額により報酬を受ける委員で、その勤務が半日に満たない場合の報酬の額は3,000円とする。			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	1 0 特別職等の身分の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	2 特別職の給与・報酬		分科会名	人事・組織分科会
課 題		調 整 結 果		
		<p>(案)</p> <p>その他の条例で定める特別職の職員等、新市に設置する必要があるものの人数、任期、報酬額等は、現行の制度をもとに調整する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日



# **第19回 総務・企画・議会小委員会**

## **協議第3号**

### **12 事務機構及び組織の取扱いに関する事**

平成15年7月1日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	1.2 事務機構及び組織の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	総務部会
分類	1 組織・機構	分科会名	人事・組織分科会		
		現況			
峰山町		大宮町		網野町	
大宮町		丹後町		弥栄町	
弥栄町		久美浜町			
<p>議会 ——— 議会事務局</p> <p>町長 — 助役 — 総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 企画商工課</li> <li>— 財政広報課</li> <li>— 税務課</li> <li>— 町民課 保育所6</li> <li>— 環境医療課 ｸﾘｰﾝｸﾞ</li> <li>— 保健福祉課</li> <li>— 農林課</li> <li>— 建設課</li> </ul> <p>収入役 — 出納室</p> <p>(公営企業) — 水道課</p> <p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 教育長 — 事務局 小学校6 中学校 幼稚園</li> <li>— 中央公民館</li> <li>— 図書館</li> </ul>	<p>議会 ——— 議会事務局</p> <p>町長 — 助役 — 総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 企画商工課</li> <li>— 町民課 保育所8 清浄ｸﾞ</li> <li>— 福祉課</li> <li>— 保健医療課 診療所2</li> <li>— 税務課</li> <li>— 農林課</li> <li>— 建設課</li> <li>— 上下水道課</li> </ul> <p>収入役 — 出納室</p> <p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 教育長 — 事務局 小学校3 中学校</li> <li>— 中央公民館</li> </ul>	<p>議会 ——— 議会事務局</p> <p>町長 — 助役 — 総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 財政課</li> <li>— 企画振興課</li> <li>— 情報ｺﾝﾃﾞ</li> <li>— 町民課 保育所5</li> <li>— 浄水苑</li> <li>— 税務課</li> <li>— 健康福祉課</li> <li>— 保険医療課</li> <li>— 商工観光課</li> <li>— 農林水産課</li> <li>— 建設課</li> <li>— 上下水道課</li> </ul> <p>収入役 — 出納室</p> <p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 教育長 — 事務局 小学校6 中学校2 幼稚園</li> <li>— 給食センター</li> <li>— 中央公民館</li> <li>— あみの図書館</li> </ul>	<p>議会 ——— 議会事務局</p> <p>町長 — 助役 — 総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 企画財政課</li> <li>— 税務課</li> <li>— 保健福祉課 保健ｸﾞ</li> <li>— 医療保険課 診療所</li> <li>— 住民課 保育園4</li> <li>— 農林水産課</li> <li>— 商工観光課</li> <li>— 建設課</li> <li>— 上下水道課</li> </ul> <p>収入役 — 会計室</p> <p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 教育長 — 事務局 小学校4 中学校2</li> <li>— 中央公民館</li> </ul>	<p>議会 ——— 議会事務局</p> <p>町長 — 助役 — 総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 企画財政課</li> <li>— ガﾝｶﾞ</li> <li>— 税務課</li> <li>— 町民課</li> <li>— 健康福祉課 保健福祉ｸﾞ 診療所 保育所5</li> <li>— 農林課</li> <li>— 建設課</li> <li>— 上下水道課</li> </ul> <p>収入役 — 会計課</p> <p>(公営企業) — 弥栄病院</p> <p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 教育長 — 事務局 小学校5 中学校</li> <li>— 中央公民館</li> </ul>	<p>議会 ——— 議会事務局</p> <p>町長 — 助役 — 企画財政課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課</li> <li>— 税務課</li> <li>— 町民課 保育園7</li> <li>— 商工観光水産課</li> <li>— 農林課</li> <li>— 建設課</li> <li>— 上下水道課 浄化ｸﾞ</li> <li>— 保健福祉課</li> <li>— 久美浜病院 診療所</li> </ul> <p>収入役 — 会計室</p> <p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 教育長 — 事務局 小学校7 中学校2</li> </ul>

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	1 2 事務機構及び組織の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	総務部会
分類	1 組織・機構	分科会名	人事・組織分科会		
課 題		調 整 方 針			
<p>新市における事務組織及び機構は、行政課題に的確、迅速に対応するとともに、住民の声を適正に反映し、利用しやすい効率的な組織・機構とする必要がある。</p>		<p>(案) 現在の峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町及び久美浜町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。新市の組織・機構については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。その上で新市の組織・機構については、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき整備する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新市における組織・機構の整備方針</p> <p>新市における行政組織・機構については、庁舎が狭隘であること等により、一元化することは困難な状況にある。しかしながら、合併の主旨を踏まえ、合併の効果を最大限に活かすためには、できる限り組織・機構の効率化、合理化を進める必要がある。</p> <p>このため、合併時における組織・機構については次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構</p> <p>地域振興を支援できる組織・機構</p> <p>新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</p> <p>簡素で効率的な組織・機構</p> <p>責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>緊急時に即応できる組織・機構</p> </div>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>さぬき市</p> <p>1．現在の津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。</p> <p>2．新市の組織・機構については、「新市における行政組織・機構の整備方針」(別紙)に基づき整備する。</p> <p>3．新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。</p> <p>(別紙)新市における行政組織・機構の整備方針</p> <p>新市における行政組織・機構は、次により整備するものとする。</p> <p>新市における行政組織・機構については、当面の事務所の位置は確定したが、従前の合併関係5町の行政組織・機構を満たすには、庁舎が狭隘であること等により、すべてを統合し、一元化を図ることは困難な状況にある。</p> <p>しかしながら、合併の主旨を踏まえ、合併の効果を最大限に活かすためには、できる限り組織・機構の一元化を進める必要がある</p> <p>このため、合併時における組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>(1)市民の声を適正に反映することができる組織・機構</p> <p>(2)市民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構</p> <p>(3)指揮命令系統が分かりやすい組織・機構</p> <p>(4)責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>(5)新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>(6)簡素で効率的な組織・機構</p> <p>(7)行政課題に即応できる組織・機構</p> <p>(8)現有庁舎を有効利用できる組織・機構</p> <p>(9)緊急時に即応できる組織・機構</p> </div>		<p>小委員会確認期日</p> <p>協議会確認期日</p>			

# 事務機構・組織図(たたき台)



病院・診療所  
弥栄病院、久美浜病院、大宮診療所、五十河診療所、間人診療所、野間診療所、佐濃診療所

消防本部  
峰山消防署、網野分署、久美浜分署、竹野川分遣所

# 地域パートナーの設置(案)

## 支所における地域振興施策

目的	地域住民のコミュニティ組織の活性化、住民自治を推進する観点から、住民と行政の役割分担を明確にし、対等なパートナーとしての協働関係を築くなど地域の総合的な振興を図るため、各支所に地域パートナー(地域振興担当職員)を置く。
主な業務	<ol style="list-style-type: none"><li>1 広報広聴業務(広報・市民ニーズの把握・意識調査やタウンミーティング、市民提言窓口など)</li><li>2 住民自治活動(学習含む)支援・各種団体育成支援業務</li><li>3 旧町域の区長会事務局及び各区との連絡調整に関する業務</li><li>4 支所の総括的な住民相談・行政相談窓口(地域の要望窓口を含む)</li></ol>